

営繕とうほく

EIZEN TOHOKU

発行
東北地方整備局営繕部
青森営繕事務所
秋田営繕事務所



岩手県立大船渡東高等学校（校舎・産振棟：平成21年3月完成）

CONTENTS

公共建築月間イベント

「いわて公共建築フォーラム」の開催について2~3

事業紹介【秋田農政事務所耐震改修】4

保全ニュースとうほく5~6

保全業務支援システム(BIMMS-N)を活用しましょう

「公共建築の日」及び「公共建築月間」
開催イベント紹介7

公共建築月間イベント「いわて公共建築フォーラム」の開催について ～もっと身近に公共建築～

岩手県県土整備部建築住宅課

1 開催趣旨

行政、教育文化、福祉等様々な分野にかかわる各種の公共建築は、地域の人々の生活に密接に関わりを持ち、地域の活性化、生活・文化水準の向上、街並み・景観の形成等を図るうえで重要な役割を果たしています。

このようなことから、関係団体と幅広く協力しつつ、広く一般の方々に関心を持っていただきながら、県民に密着したもっと身近な公共建築を目指していく必要性から、「公共建築月間」に併せて、県民の方々と共に公共建築について考えていく場として、「いわて公共建築フォーラム」を開催することといたしました。

2 これまでの取組み

毎年11月の公共建築月間イベントとして、平成19年度から公共建築フォーラムを開催しています。

平成19年度は「もっと身近に公共建築」をテーマに、第一部では香山壽夫建築研究所所長香山壽夫氏から「魅力ある公共建築～作品を通して～」と題し基調講演をいただきました。

この中で「身近な商店街も公共建築である。近代になって商店街はバラバラになったうえ、一ヶ所に集中し巨大化した。その結果、身近なものが次第に消えていった。これは、先進国が抱える共通の問題である。建築物は分断するのではなく、遊び・勉強などいろいろな用途を重ねていき、一つの空間を多くの用途に利用することが必要である。」と、自身が設計に携わった学校や市役所などをスライドで紹介しながら、地域の人たちとの関わりの大切さを語られました。

続いて行われた第二部では、当課の職員が、「わがまちの誇れる公共建築」紹介と題して、県内の各地域の方々から寄せられた、公共性の高い建築物の写真とその建築物に対する応募者の想いを紹介しました。



第三部では、県内の若手建築士3名による「公共建築への思い」と題したリレー講演を行い、公共建築への思いやこだわり、工夫について発表されました。

また会場ホール前では、当課が「わがまちの誇れる公共建築」をテーマとして県内各地域から募集した写真とその建築物に対する思いをパネルにした写真展と、(社)岩手県公共建築設計監理協会の会員が手がけた「公共建築」をテーマとした作品展を開催しました。



平成20年度は、「岩手・宮城内陸地震」や「岩手県沿岸北部を震源とする地震」などの大きな地震があり、甚大な被害が発生したこともあり、「地震と公共建築」をテーマにフォーラムを開催いたしました。

第一部では最初に、「地震に備える岩手・盛岡ゆれやすさマップの紹介」を演題に、岩手大学工学部の山本准教授から講演をいただきました。

山本准教授は、これまでの日本における地震の歴史や地震発生メカニズムを解説したあと、自身の研究テーマである「県内や盛岡での震度分布や住民のアンケートによる揺れ体感」について細かく説明されました。

このなかで、震源地から遠いところでも震度が大きい場合があること、また、県内では北上川流域や藪川周辺、県北二戸地域などで震度が大きくなる傾向にあることを説明されました。また、盛岡市では、岩手山に近い市の北西部で揺れが大きく、火山灰堆積の表層地盤の影響を指摘し、事前にゆれやすい地域を知っていることが、防災対策に役立つのではないかと結ばれました。

第二部は、耐震設計の事例紹介として3人の講師が登壇し、盛岡東警察署新築工事における免震構造や県立福岡高等学校校舎の耐震補強工事、木造の学校建築等について紹介されました。

また、会場前のホワイエでは、建築士による作品パネル展示や高校生による現場体験学習会の様子が展示されました。

3 「いわて公共建築フォーラム 2009」

岩手県では今年度も、次のとおりフォーラムを開催する予定です。興味のある方は振るってご参加くださいますようお願い申し上げます。

- 開催日：平成21年11月17日（火）
- 会 場：いわて県民情報交流センター（アイーナ）〔盛岡市盛岡駅西通り〕
- 内 容：講演、事例発表、パネル展示

事業紹介【秋田農政事務所耐震改修】

営繕部 整備課

国土交通省官庁営繕部では平成 27 年度末までを目途に、所管する全ての官公庁施設の既存不適格建築物について建築基準法に基づく耐震性能の確保を目指すとともに、官庁施設の耐震基準を満足する割合が少なくとも 9 割（面積率）に達するよう努めています。

今回、耐震改修の事例として紹介します秋田農政事務所は、耐震壁を新たに設置した耐震改修工事に併せて、床の補強工事を実施しました。（着工平成 20 年 7 月 23 日～完成平成 21 年 2 月 27 日）

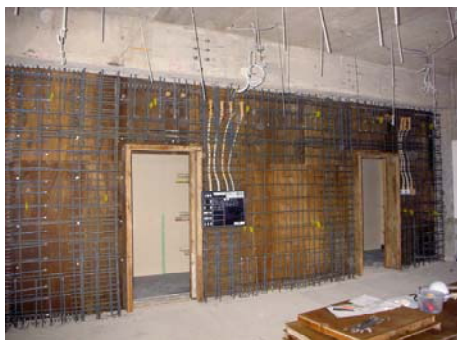
秋田農政事務所の建物は昭和 57 年に竣工した鉄筋コンクリート造地上 5 階建て、延べ面積は約 2,800 m²の建物です。

本建物は耐震診断の結果、耐震強度が確保出来ていないことが判明しました。

耐震強度が低い原因は、地震に抵抗する耐震壁等の耐震要素が少ないことや既存の耐震壁の位置が偏っていることでした。そのため、耐震改修の計画は新たに耐震壁を 4 枚設けるとともに、耐震壁が建物の平面において偏りがなく、バランスが良くなる配置とすることで耐震強度を満足させる改修としています。



庁舎全景



耐震壁の配筋

本改修では、耐震壁に建物の構造形式と同じである鉄筋コンクリート造を用いています。鉄筋コンクリート造耐震壁は他の耐震改修工法に比べ、耐震性能と経済性に優れていますが、工事に伴っては、騒音が発生することや執務スペースの一部を工事作業エリアとして確保する必要があることから、工事期間中に執務に支障が生じるという問題があります。そのため、工事に際して仮設庁舎を敷地内に建設し、改修工事の対象となる執務室は順次仮設庁舎に移転する対応をしていただきました。



鉄骨小梁設置による床補強

また、古い庁舎であるため、部屋の用途変更に対して床の安全性が確保できていなかった部分があり、床の補強工事も併せて実施しています。補強工事では床下面に新たに鉄骨の梁を設置し、床の耐荷重を向上させるとともに、従来より懸案であった、床の振動低減を図っています。

本建物については上記のと通りの改修内容でしたが、人に性格があるように、建物にも様々なタイプがあります。それらを見極めその建物にあった耐震工法の選択をし、最適な耐震改修を行うことが重要だと考えています。

最後に、改修工事にご協力いただきました施設関係者の皆様には多大なる感謝を申し上げます。

保全業務支援システム（BIMMS-N）を活用しましょう

◆◆「保全技術情報等提供」機能のご紹介◆◆

※1

今年度も保全実態調査への御協力ありがとうございます。多くの皆様には保全業務支援システム(以下、BIMMS-N)を介して調査への御協力をいただいているところですが、BIMMS-Nには、保全実態調査の機能以外にも、施設の管理・保全に役立つ様々な機能があります。

今回は、その中の「保全技術情報等提供」機能についてご紹介します。

※1

「保全実態調査」は国家機関の建築物等を対象に行っています。

●どんな機能なの？

施設を管理・保全するにあたって、適切な資料が無く、お困りの方も多いかと思います。

この「保全技術情報等提供」機能には、施設の管理・保全に役立つ様々な資料が登録されていて、必要に応じて閲覧・ダウンロードする事が出来ます。

●アクセス方法

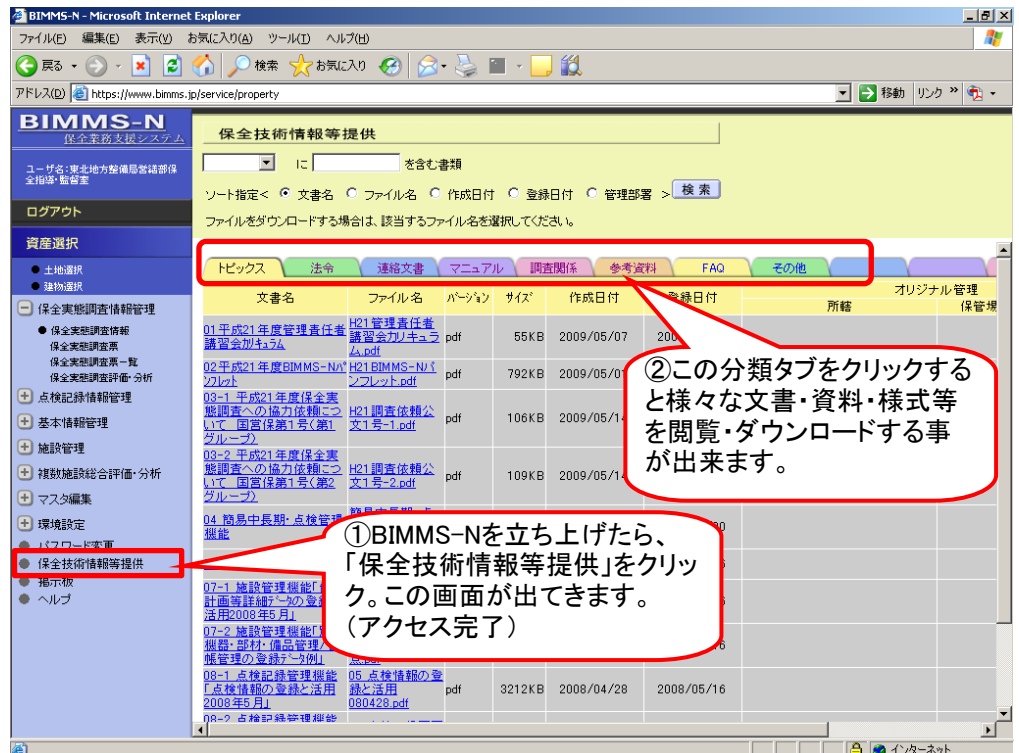
BIMMS-Nを立ち上げたら、左のメニューの「保全技術情報等提供」をクリックすると、右の画面が出てきます。

これが、「保全技術情報等提供」機能のトップです。

●主な登録文書(資料・様式)

「保全技術情報等提供」機能には、右の表にある文書・資料・様式等が登録されています(一部抜粋)。

今回はその中から「点検マニュアルチェックシート」「法定点検整理表(検索機能付き)」「建築物点検業務委託仕様書(案)」の3つについて次ページで紹介します。



分類	登録文書(資料・様式)
トピックス	平成21年度BIMMS-Nパンフレット 他
法令	官公法関係(官公庁施設の建設等に関する法律)
連絡文書	保全基準(国家機関の建築物及びその付帯施設の保全に関する基準) 保全台帳様式、保全計画様式
マニュアル	建築物点検マニュアル 点検マニュアルチェックシート 法定点検整理表(検索機能付き) 他
調査関係	保全実態調査記入要領 追加・削除・資産グループ変更様式 他
参考資料	国家機関の建築物等の保全の現況 建築物点検業務委託仕様書(案) 他
FAQ	建築物の部位毎の劣化・故障時の対応法

①点検マニュアルチェックシート

「建築物点検マニュアル」によって点検を行う際に、点検結果を記録するためのシートです。

これを使って点検すれば、法定点検・保全基準による点検をほぼ網羅することが出来ますが、昨年度法改正になった部分(外壁の点検など)については、入っていませんので注意して下さい。(現在改定作業中です)

点検部位		建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関口ピラー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(厕所、湯沸室等)		建物内(空調機室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
		調査の状況	判断番号	調査の状況	判断番号	調査の状況	判断番号	調査の状況	判断番号	調査の状況	判断番号	調査の状況	判断番号	調査の状況	判断番号	調査の状況	判断番号	調査の状況	判断番号
基礎		基礎																	
7		周辺地盤と比較して沈下又は隆起、き裂その他損傷はないか。【目視】																	
8		無																	
9		有																	
10		□																	
11		□																	
12		□																	
13		□																	
14		免震装置に著しいき裂、変形、腐食、接合部のゆるみがないか。【目視】																	
15		無																	
16		有																	
17		□																	
18		□																	
19		□																	
20		□																	
制振装置		制振装置																	
21		制振装置に著しいき裂、変形、腐																	
22		□																	
23		□																	

②法定点検整理表(検索機能付き)

建物面積や設備概要を入力するだけで必要と思われる法定点検項目がリストアップされる便利な機能です。

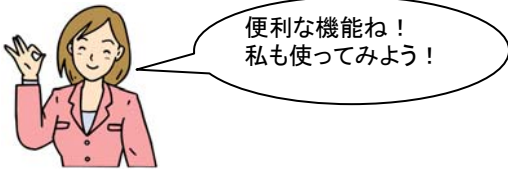
「点検マニュアルチェックシート」を使う前にこの表を使うと点検項目を整理することが出来ます。(一般的な庁舎と対象としていますので、宿舎などの場合は正しく表示されない場合があります)

①面積や設備の有無を入力。

②検索開始ボタンをクリックすると下の表に法定点検項目がリストアップされます。

左記項目全てを入力できましたら、下のボタンをクリックしてください。

検索開始ボタン



B	C	D	E	F	G	H
	施設規模	大項目区分	中項目区分	小項目区分	点検内容	点検頻
19	"	専業用電気工作物の保安規定による自主点検	"	"	保安規程を定の自主定期点検	保安規程
47	"	消防用設備等の点検	"	一般用電		
48	"	専業用電気工作物の保安規定による自主点検	消防用設備等に付随されるもの以外の自家発電設備などの電源設備など	専業用電		
49	施設規模は問わない	機械換気設備の点検	-	-	-	-
50	-	ボイラーの性能検査、定期自主検査	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
51	-	高圧ガスを用いる冷凍機の検査	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

点検不要な項目については「該当なし」と表示されます。

③建築物点検業務委託仕様書(案)

建築物点検の業務委託を発注する場合には、当然「仕様書」が必要ですが、何のヒントもない状態からの作成は困難だと思います。

点検委託業務の仕様書の作成例として、この「建築物点検業務委託仕様書(案)」を参考にして下さい。

建築物点検業務委託仕様書

I. 業務概要

1. 業務名:

2. 履行場所:

3. 履行期間: 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 一般事項

(1)用語の定義

本仕様書において使用する用語の定義は建築保全業務共通仕様書第1章第1節1.1.2による。

(2)契約四書の優先順位

契約四書間に相違がある場合の優先順位は、次の①②の順番とする。

なお、地方自治体の方は「保全情報システム(BIMMS)」からアクセス出来ます。システムの概要や利用申し込み等については、(財)建築保全センターのホームページ(<http://www.bmmc.or.jp/>)に掲載されていますので、参考にして下さい。(提供している情報はBIMMS-Nとは若干異なります。)

以上が「保全技術情報等提供」機能の概要です。今回紹介した資料以外にも、役立つ資料が登録されていますので、この「保全技術情報等提供」機能をご活用下さい。

「公共建築の日」及び「公共建築月間」 開催イベント紹介

毎年11月11日は「公共建築の日」、11月は「公共建築月間(11月)」です。

行政、教育文化、福祉等様々な分野に係わる各種の公共建築は、地域の人々の生活に密接な係わりを持ち、行政サービスはもちろん、地域の活性化、生活・文化水準の向上、街並み・景観の形成等を図るうえで重要な役割を果たしています。また近年、地域との連携を図りながら、公共建築の整備や運営のあり方を考えるべきという気運が高まっています。

そこで東北地方整備局では、関係団体、地方公共団体及び関係省庁等が幅広く協力しつつ、広く一般の方々にも関心を持っていただきながら、より一層、国民生活に密着したより良い公共建築を目指していくために、今年度も数々のイベントを予定しています。

公共建築フォーラム 2009 in とうほく

「～サステイナブル社会における公共建築の役割を考える～」

■内容: 講演(講師 杉山 丞氏、横山 英子氏、時田 繁氏)、
公共建築パネル展(同時開催)

■日時: 平成21年11月19日(木)13:00～17:00

■会場: せんだいメディアテーク1階オープンスクエア(仙台市)

■主催: 国土交通省東北地方整備局

※入場無料、事前登録不要です。ご来場をお待ちしています



「段ボールシティを創ろう」2009 in とうほく

家族で段ボールの建物を制作し、理想の街をつくります。出来上がった作品は翌日サンモール一番町に展示します。平成16年度より開催しており今回で6回目(アーケード展示は4回目)となるイベントです。

東北地方整備局営繕部が中心となり、共催: 宮城県、仙台市、(社)公共建築協会東北地区事務局、(社)東北建設協会、後援: サンモール一番町商店街振興組合の協力により開催しております。

■制作日 平成21年11月28日(土)10:00～16:00

場所 仙台市立 立町小学校体育館

参加者 小学生のいる家族 18組

※今年度の参加者の募集は、すでに終了しました。

■展示日 平成21年11月29日(日)10:00～15:30

場所 サンモール一番町アーケード

参加 どなたでも自由に見学できます

◆詳細はHPからも確認できます◆

※ 段ボールシティを創ろう とうほく と入力し 検索してください。



営繕とうほく 編集室

〒980-8602 仙台市青葉区二日町 9-15

東北地方整備局営繕部計画課内

TEL (022) 225-2171 E-mail: eikei@thr.mlit.go.jp

ホームページアドレス

■東北地方整備局 <http://www.thr.mlit.go.jp/>

■青森営繕事務所 <http://www.thr.mlit.go.jp/aoei/>

■秋田営繕事務所 <http://www.thr.mlit.go.jp/akiei/>

「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます